

《希望申請要件》熊野前保育園門扉改修に伴う電気設備工事

1 希望申請要件

- (1) 荒川区契約事務規則（昭和39年荒川区規則第8号。以下「規則」という。）第7条の2に規定する資格審査サービスに次のとおり登録されていること。
- 【申請種目】 電気工事【0800】
- 【所在地】 区内
- 【共同格付】 区内本店業者 B等級、C等級、D等級、等級なし
区内支店業者 D等級
- *区内本店業者の定義：荒川区競争入札等参加者選定要綱第2条第5号に規定する業者
- *区内支店業者の定義：荒川区競争入札等参加者選定要綱第2条第6号に規定する業者
- *登録基準日：入札参加申込書受付期間の最終日の属する月の1日
- (2) 平成31年4月1日から令和8年9月30日までの期間に、電気工事について、次のいずれかの契約履行実績があること。（履行完了しているものに限る。）
- 1)官公庁発注の契約の場合、1件の金額が 100万円 以上（消費税を含む）の契約履行実績
- 2)民間発注の契約の場合、1件の金額が 150万円 以上（消費税を含む）の契約履行実績
- *東京電子自治体共同運営サービス上の「一般競争入札参加資格確認申請書」の提出の際に、②の契約実績を確認できる書類を「添付資料」欄に添付すること。（「参照」ボタンからファイル指定後、必ず「追加」ボタンを押下すること。）
- *別途、最高完成工事実績報告書を提出済の場合は不要です。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項及び規則第5条各号に該当していないこと。
- (4) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、規則第6条第1項に基づき、区から一般競争入札または指名競争入札に参加させない措置をとられていないこと。
- (5) 「荒川区入札等参加停止措置要綱」に基づく入札等参加停止措置又は「荒川区契約における暴力団等排除措置要綱」に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 金融機関との取引が停止されているなどの経営不振の状況にないこと。
- (7) 組合及びその構成員が、同一の案件を希望することはできない。
- (8) 関係会社が、同一の案件を希望することはできない。
- *関係会社の定義：東京電子自治体共同運営「物品買入れ等競争入札参加資格申請の手引き」に記載する関係会社の定義による。
- *上記の入札参加要件をすべて満たしている者は、原則入札に参加できるものとする。ただし、入札までに上記要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。また、開札後、落札者が契約締結までの間に上記要件を満たさなくなったときは、落札決定を取消し、次点を繰り上げて落札決定を行う。

2 その他注意事項

- (1) 発注図書は、申し込み後、入札参加資格が有となった者へ電子入札サービス上で配付する。
- 電子入札参加申込締切：令和8年10月9日（金）午前 10時00分 まで【厳守】
- 発注図書等配付予定日時：令和8年10月9日（金）午後 04時00分 以降配付予定
- *電話や電子メールでの発注図書配付の連絡は行わない。上記発注図書等配付予定日時以降に、電子入札サービスの「希望申請」から一般競争入札参加者資格確認結果通知書を受領後、「発注図書等受領」から入札説明書・発注図書等を必ず受領すること。

- (2) 本件は、受注制限を設定する。同日開札の2件について、先に開札した案件の落札候補者となった場合は、その後の入札は「無効」とする。ただし、すべての入札参加者が無効となる場合は、受注制限を「解除」する。

(開札順序)

① 瑞光小学校防火戸改修工事 【令和8年10月26日（月） 9:00開札】

② 熊野前保育園門扉改修に伴う電気設備工事 【令和8年10月26日（月） 9:30開札】

- (3) 本件は、以下のとおり関連工事の入札を実施する（同日開札）。関連工事の入札が不調・打切りとなった場合、当該関連工事の受注者が決定するまでの間、本件の落札者決定を保留する。

① 熊野前保育園門扉改修工事 【令和8年10月26日（月） 10:00開札】

② 熊野前保育園門扉改修に伴う電気設備工事 【令和8年10月26日（月） 9:30開札】

- (4) 最低制限価格を設定する（事後公表 設定範囲について令和6年4月1日改正有）。

- (5) 現場説明会は行わない。

- (6) 入札保証金は免除とする。

- (7) 区発注工事の現場代理人については、工事現場への常駐を義務付けているが、一定の要件を満たす場合に限り他の工事との兼任を可能とする（詳しくは荒川区ホームページを確認のこと）。なお、営業所技術者等との兼務は認めない。

- (8) 本件の落札者へは、「荒川区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」に基づき、事業所や業務履行の現場等において、社会保険労務士による調査を実施する場合がある。